

法曹養成制度改革推進室作成の法曹人口の在り方について
(検討結果取りまとめ案) に関する会長談話

2015年(平成27年)6月1日

千葉県弁護士会

会長職務代行 副会長 拝 師 徳 彦



内閣官房法曹養成制度改革推進室(以下、「推進室」という。)は、本年5月21日、法曹人口の在り方について(検討結果取りまとめ案)(以下、「取りまとめ案」という。)を取りまとめ、法曹養成制度改革顧問会議(以下、「顧問会議」という。)に提出した。

取りまとめ案は、推進室が作成した法曹人口調査報告書(案)(以下、「報告書案」という。)をもとに、法曹人口は全体として今後も増加させていくことが相当であるとし、当面1500人程度の司法試験合格者が輩出されるよう必要な取組を進めるとしているが、報告書案は、調査結果を法曹需要拡大方向に解釈する姿勢が顕著であり、極めて問題のあるものであった。2001年6月、司法制度改革審議会意見書が、今後法曹需要が量的に増大し、質も多様化高度化するととの極めて楽観的な見通しのもとに、司法試験合格者年間3000人目標を打ち出し、これが今日まで続く法曹界の大混乱の引き金となったが、取りまとめ案はそれを教訓にすることなく、14年を経てなお同じ愚を繰り返そうとするものであり、到底これを座視するわけにはいかない。

当会は、司法修習生の就職難、即独、ノキ弁等の問題、弁護士の収入減、法科大学院のコスト等の要因から、法科大学院適性試験の志願者数が毎年大幅に減少していることを問題視し、2011年2月、司法試験合格者を直ちに1000人以下とするよう求める総会決議を行った。将来の司法制度を担う若者の視点に立てば、多くの時間と費用を費やし、努力を重ねても司法試験に合格しても、生計が立つ見込みが不透明であれば別の道に進むというのが合理的選択であろう。法曹の魅力増によって法曹志願者を増やし、法曹の質を向上させ、司法の信頼を勝ち取るという好循環を生むために、まず着手すべきは合格後の就職や生計の不安を解消することであり、そのためには当時2000人以上にまで激増した司法試験合格者数の大幅削減が不可欠であった。

しかし、現実にはその後も毎年1800~2100人規模の司法試験合格者が輩出され続けた。2011年の法科大学院全国統一適性試験の志願者数は、第1回が5946名、第2回が7386名であったが、本年5月22日に公表された本年の志願者数は第1回が3153名、第2回が3541名と僅か4年前と比べて半減し、「法曹離れ」はより一層顕著になっている。2011年の「法曹の養成に関するフォーラム」以降、法曹人口・法曹養成問題についての検討組織が衣替えを重ね、結論を先送りする間に更なる事態の悪化を招いたのであり、関係諸機関の責任は重大であると言わざるを得ない。

「法曹離れ」を食い止め、法曹養成制度を立て直すには、司法試験合格後の不安を除去し、安心して法曹を目指せる環境整備が何より必要である。合格者数1500人程度を目指すとする取りまとめ案では、若者の法曹離れに終止符を打つことは全く期待できず、「直ちに1000人以下」との目標を明確に打ち出すべきである。

以上